

お知らせ INFORMATION

子宮頸がん集団 検診を実施します

子宮頸がんは早期発見、早期治療によりほぼ完治します。また原因が特定されており、予防できる病気です。忘れずに検診を受け、早期発見に努めましょう。

◆対象者

満20歳以上の女性で、令和元年度に町の集団検診または施設検診を受診していない人。なお、本年度の申込者には保健指導員を通じて子宮頸がん検診受診録を配付しています。

◆注意事項

検診受診時は受診録およびスカートを着用または持参してください。

子宮頸がん集団検診の日程

実施日	7月3日(金)	7月10日(金)
受付時間	午後1時30分 ～2時30分	午前9時～10時
会場	野沢体育館	さゆり公園体育館
対象地区	野沢地区、尾野本地区	群岡地区、新郷地区、奥川地区

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

乳がん集団検診 を実施します

乳がん集団検診は、バスで行う検診です。乳がんは早期治療により高い確率で治すことができます。2年に一度は乳がん検診を受診しましょう。

◆対象者

満40歳以上の女性で、令和元年度に町の検診を受診しておらず、かつ乳がん検診受診助成事業を受けていない人。なお、本年度の集団検診希望者には保健指導員を通じて乳がん検診受診録(集団用)を配付しています。



乳がん集団検診の日程

実施日	6月26日(金)	7月14日(火)
受付時間	午前の部 午前9時～10時30分 午後の部 午後1時～2時	
会場	さゆり公園管理棟	野沢体育館
受診には電話申込が必要です。 詳しくは指導員から配付されたチラシをご覧ください。		

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

(特別) 児童扶養 手当のお知らせ

▽児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている、ひとり親家庭等の生活の安定などを目的に支給される手当です。

◆受給資格

次のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育する人に支給。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が亡くなった児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいのある状態にある児童
- ④ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

▽特別児童扶養手当とは

身体もしくは精神に障がいのある児童を監護または養育する人に支給されます。支給額は障がいの程度により異なります。

◆受給手続き

手当を受けるには窓口で請求手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

子育て支援センター
☎45-4332

経営所得安定 対策の申請を お忘れなく

ソバなどの作付面積に応じた国が交付金を支払う経営所得安定対策の申請期限が迫っています。

期日までに申請がない場合、交付の対象となりませんので、申請漏れがないようご注意ください。

◆申請受付期限

6月19日(金)

◆申請受付窓口

農林振興課

〈問い合わせ先〉

町農業再生協議会(農林振興課内)
☎45-4531





なりすまし詐欺に注意

今年4月に県内で発生したなりすまし詐欺被害件数は、去年の4月に比べて増加しました。詐欺被害に遭わないために、次のことに注意してください。

◎キャッシュカードを渡さない
◎暗証番号を教えない
警察官、金融機関、役場職員等がキャッシュカードを預かったり、回収することはありません。

また、県内で特別定額給付金（新型コロナウイルス関係）に便乗した詐欺の電話がありましたので、あわせて注意してください。

〈問い合わせ先〉
町民税務課 町民生活係
☎45-2215

木造住宅の耐震診断を受けてみませんか

町では、住宅の地震に対する安全性の確保を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、耐震診断を希望する木造住宅に町が建築士等を派遣して診断を行う「木造住宅耐震診断促進事業」を実施しています。

本年度も耐震診断を希望する木造住宅を募集しますので、この機会に実施してみませんか。

◆対象住宅
町内に建っている木造住宅で、次の要件全てに該当する住宅

(1)所有者が自分で住んでいる住宅（店舗面積が延べ床面積の2分の1未満の店舗併用住宅を含む）
(2)建築工事の着手が昭和56年5月31日以前の住宅
(3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅

6月はシートベルト着用強化月間

県では、毎年6月をシートベルト着用強化月間として定め、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性や効果、正しい着用の徹底を呼びかけ、交通安全意識の向上と交通事故発生時の被害防止・軽減を図ることを目的に、啓発活動を行っています。

◆実施期間
6月1日（月）～6月30日（火）

◆実施内容
全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◆本人負担額
6000円

◆申込期限
7月10日（金）午後5時

◆募集戸数
1戸

〈申込・問い合わせ先〉
建設水道課 管理係
☎45-4530

◎シートベルトをしていないと3つの危険があります

①車内で全身を強打する
時速60kmで壁などに激突すると、高さ14cmのビルから落ちると同じ
落下ののと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや天井等にたたきつけられることとなります。

②車外に放り出される
衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

③同乗者に被害を与える
衝突の勢いで、後部席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバッグに挟まれ、頭に大けがをする危険性があります。

〈問い合わせ先〉
町民税務課 町民生活係
☎45-2215



阜月の飯豊山（上野尻）



高貴に咲く桐の花（樟山）

新型コロナウイルス関係緊急経済対策について

町では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援するため、下記のとおり緊急経済対策を実施します。該当する事業者は、お早めに申請をお願いします。

- 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金**
- ◆内容 休業や時間短縮営業に協力した事業者や国の持続化給付金の受給者に対して協力金を交付します。
◆交付額 (1)国が行う持続化給付金の受給者（国の給付金額の10%を上限に支給）
法人は20万円、個人事業者は10万円 ※いずれも上限
(2)県が行う感染症拡大防止協力金の対象者 10万円（定額）
(3)県が定める協力依頼対象施設の一覧に掲載され、かつ(2)の協力金対象外で休業等を行った者 5万円（定額）
◆対象者 上記(1)は、持続化給付金の受給者
上記(2)・(3)は、その対象者で次の要件を満たす者
①町内に本所又は支所が所在する法人及び個人事業主
②令和2年4月28日から5月6日までの間、休止や営業時間の短縮の対策を5日以上講じていること
③令和2年4月20日以前に事業を開始していること
◆申請期間 令和2年6月1日から令和3年1月15日まで
- 2. 新型コロナウイルス感染予防対策企業補助金**
- ◆内容 従業員の感染予防対策として支出した経費の1/2を支援します。*マスクや消毒液等の購入経費
◆交付額 (1)従業員20人以上 20万円
(2)従業員10人以上 10万円
(3)従業員2人以上 5万円 *金額はいずれも上限額で、従業員には事業主を含む
◆対象者 法人格を有する町内事業者
令和2年4月1日以前に事業を開始し、営業実態が確認できる事業者
◆対象期間 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
◆申請期間 令和2年6月1日から令和2年7月31日まで
- 3. 新型コロナウイルス感染症対策オンラインショップ開設事業補助金**
- ◆内容 町内の事業者がオンラインショップを開設した費用の自己負担額の1/2を支援します。
*ウェブサイトの作成や更新等によるオンラインショップ開設費用
◆交付額 25万円（上限）
◆対象者 町内で事業を営む法人および個人
令和2年4月1日以前に事業を開始し、営業実態が確認できる法人および個人
◆対象期間 令和2年4月1日から令和2年12月31日まで *期間内での事業完了が原則
◆申請期間 令和2年6月1日から令和2年11月30日まで *要事前申請
- 4. 中小企業融資制度資金利子補給補助金**
- ◆内容 国・県の新型コロナウイルス対策資金に係る新規借入れ、及び既存資金（町の要綱で規定する資金）の利子補給をします。
◆交付額 (1)国・県の新型コロナウイルス対策資金を活用した事業者
新規借入れ利子の全額（3年以内、上限額3,000万円）
(2)既存資金（町の要綱で規定する資金）活用事業者
利子の全額（1年以内、上限額500万円）
*令和2年1月1日から令和2年12月31日までの利子補給
◆対象者 町内の中小企業
◆対象期間 町の要綱及び上記交付額(1)及び(2)記載のとおり
◆申請期間 各種制度資金の規定による



〈問い合わせ先（申請窓口・申請用紙の配布等）〉

西会津町商工会（会員の方） ☎45-3235
西会津町役場 商工観光課（上記会員以外の方） ☎45-2213
各金融機関（4の利子補給補助金について）
ホームページ <https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/6/8875.html>